

農地の売買等について

耕作目的で農地を売買・贈与・貸借(以下「売買等」)する場合には農地法第3条の許可が必要になります。

なお、許可を受けないでした行為は無効になり、所有権移転の登記もできません。

※所有権移転登記を申請する場合には許可のあったことを証する書面を添付する必要があります。

(不動産登記法第35条第1項第4号)

許可基準は？

譲受人(借人)が次の全てに該当する場合に許可できることになっております。

- 取得後全ての農地を効率的に利用すること
- 農地の取得者が取得後農作業に常時従事する場合
- 取得後の農地面積が30アール以上になる場合(ヤミ小作は含まない)
- 取得しようとする農地が小作地である場合は、小作人の同意がある場合を除き、譲受人はその小作人に限る。
- その農地を効率的に耕作することができる場合

許可の手続きは？

農地法第3条許可申請書に必要事項を記入し、必要書類を添付して農業委員会に提出してください。

なお、許可の手続きは農地のある農業委員会で行うこととなります。

※農地法第3条許可申請書は農業委員会に備えてあります。

申請書の受付は毎月27日(土日、祝日が重なる場合は前後しますので早めのご準備を)

その他

許可が要らない場合

① 権利の設定、移転とみなされない場合

例) 時効取得、相続、権利放棄、法人合併、取り消し等

② 法律等により、許可を要しないとされている場合

農地法の規定による設定移転、国や県が取得する場合、土地改良法の規定による交換分合農業経営基盤強化促進法による売買(貸借)、農事調停、土地収用、遺産分割等

詳しいことについては、地元農業委員又は農業委員会事務局までお尋ねください。